銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3の規定により、 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催します。

平成21年9月18日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

1 初心者講習会の開催日時及び場所

開催日時	場 が
平成21年11月17日 (火曜日)	佐賀市松原一丁目1番16号
午前 9 時から午後 5 時まで	佐賀県警察本部

2 経験者講習会の開催日時及び場所

開催日時	場
平成21年10月20日(火曜日)	武雄市武雄町大字昭和265番地
午後1時30分から午後4時30分まで	佐賀県武雄総合庁舎
平成21年11月6日(金曜日)	佐賀市八丁畷町8番1号
午後1時30分から午後4時30分まで	佐賀県佐賀総合庁舎
平成21年12月14日(月曜日)	唐津市坊主町433番地 1
午後1時30分から午後4時30分まで	佐賀県唐津総合庁舎

3 その他

- (1) 初心者講習会は、佐賀県内に住所を有する者で、初めて猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするものを対象に行います。
- (2) 経験者講習会は、佐賀県内に住所を有する者で、猟銃又は空気銃の所持の許可を更新しようとするものを対象に行います。
- (3) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に本人の写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面の上三分身で縦及び横の長さが3センチメートルのもの)2枚を添え、受講日の5日前までに、住所地を管轄する警察署を経由して佐賀県公安委員会に提出してください。
- (4) 講習会の開催日については、会場の都合により変更となる場合がありますので、申込みの際に確認してください。
- (5) 講習会に関する問い合わせ先

この講習会の詳細については、佐賀県警察本部生活安全部生活環境課(電話代表0952-24-1111 内線3173)又は各警察署の生活安全課若しくは 生活安全・刑事課に問い合わせてください。